

杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンター団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、杉並ボランティアセンター（以下、「センター」という。）がボランティア活動への参加促進を進めるために、ボランティア団体等の登録を円滑に行えるよう、その細目を定めることを目的とする。

(登録の条件)

第2条 センターに団体登録を行うことのできる団体は、杉並区内でボランティア活動を行う団体、また広く地域や市民に社会貢献する活動を行う団体で、次に掲げる条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 杉並区を主な活動地域・場所としていること。
- (2) 継続的、計画的に活動を行っていること。
- (3) 構成員が3名以上であり、構成員の半数以上が杉並区在住・在勤・在学であること。
- (4) 広く活動の希望者を受け入れることができ、団体の活動を公表できること。
- (5) 政治・宗教活動・営利を目的としない団体であること。
- (6) 公序良俗に反していないこと。

(登録)

第3条 センターに登録を行おうとする団体は、「団体登録票（様式1）」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて杉並区社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない

- (1) 規約またはそれに準ずるもの
- (2) 会員名簿
- (3) 会の活動内容がわかる書類

(登録の承認)

第4条 会長は団体登録票の提出を受けたときは、登録の条件を満たしていることを確認のうえ、登録を承認し「団体登録完了通知（様式2）」を交付する。

- 2 センターの団体登録の有効期限は登録の承認を受けた日から翌年の3月31日までとする。（年度更新）
- 3 会長は、第1項の規定により登録を承認したときは、団体登録票を管理する。

(更新)

第5条 継続して登録の承認を受けようとする団体は、新年度に更新の手続きをする。

- 2 更新の手続きは第3条の規定による。

(登録の変更)

第6条 登録を承認されたセンター登録団体（以下、「登録団体」という。）は、第3条に規定する登録の内容に変更を生じた場合は速やかに会長にその旨を届けなければならない。

(登録の抹消)

第7条 会長は登録団体が、次の各号の一に該当したときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (3) 更新手続きを行わなかったとき。

(支援内容)

第8条 センターは、登録団体に対して、次の支援を行う。

- 1 センターの発行する情報紙及びその他の広報活動の支援。
- 2 「杉並ボランティアセンター活動器材利用取扱要綱」に基づくセンターの器材の使用。
- 3 「センター登録団体」の名称の使用。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月11日から施行する。